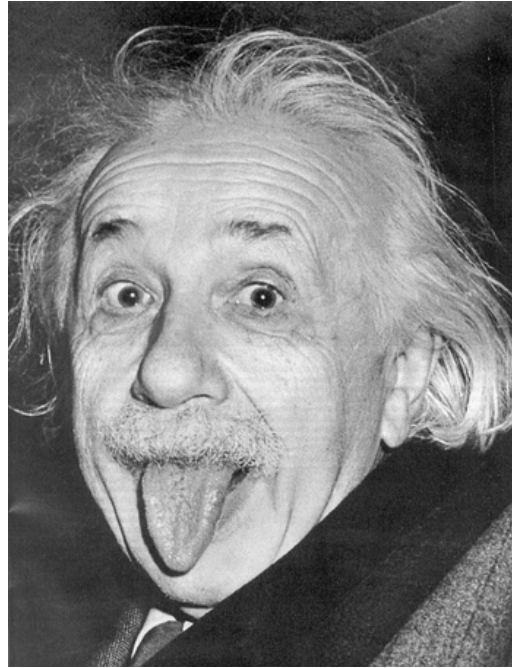


情報の教養学
30分でマスターする著作権⑤
「肖像権」の注意点
福井健策

2021.5.26
慶應義塾大学

弁護士(日本、ニューヨーク州)
日本大学芸術学部 客員教授
神戸大学大学院 客員教授
Twitter: @fukuikensaku

肖像権？



Arthur Sasse 撮影のアルバート・アインシュタイン写真(1951)

肖像権：「林真須美」'05最高裁判決基準

「①被撮影者の社会的地位、②撮影された活動内容、③撮影場所、④撮影目的、⑤撮影の態様、⑥必要性等を総合考慮し、受忍限度を超えるか」

権利処理の考え方

肖像権：
あいまい

①何らかの権利が及ぶ「利用」か NO ⇒利用可能
↓ YES

②利用を許す例外規定はあるか YES ⇒利用可能
↓ NO

③権利は存続中か NO ⇒利用可能
↓ YES

肖像権：
あいまい

④権利者・管理者と連絡可能か YES ⇒連絡・条件協議
↓ NO

⑤(著作権のみ)「利用裁定」が得られるか YES ⇒申請へ
↓ NO

⑥(プロジェクトの見直し検討)

肖像権：
制度がない

肖像権ガイドラインの試み

- ① 被写体の地位: 公的人物 ↓、著名人・芸能人 ↓、16歳未満 ↑、元被疑者・被害者 ↑
- ② 撮影された活動内容: 歴史的イベント・公開イベント ↓、私生活 ↑、時間経過 ↓
- ③ 撮影場所: 公共の場 ↓、自宅内・避難所内・病院・葬儀場 ↑
- ④ 撮影態様: 多人数 ↓、大写真 ↑、黙示の撮影同意 ↓、隠し撮りの ↑、重症・高露出度・泥酔ほか ↑
- ⑤ 利用の目的: 報道・研究・教育 ↓、商用 ↑

これは肖像権侵害か①



左:号泣議員こと野々村竜太郎氏(撮影者不詳)

http://img.mikle.jp/2296981/0/zl43DxFn_original.jpeg

右: Mysudbury.ca Ouisudbury.ca
「Baby」 from Flickr

これは肖像権侵害か②



<https://www.gettyimages.co.jp/>

(デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン円卓会議」
数藤弁護士作成資料より)

これは肖像権侵害か③



<https://www.gettyimages.co.jp/>

(デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン円卓会議」
数藤弁護士作成資料より)